

愛媛県土地家屋調査士会補助者規則

(目的)

第1条 この規則は、愛媛県土地家屋調査士会会則（以下「会則」という。）第101条第1項に規定する補助者の届出及び補助者の使用に関する事項を定め、土地家屋調査士（以下「調査士」という。）及び土地家屋調査士法人（以下「調査士法人」という。）の業務の適正かつ円滑な実施と補助者の資質の向上を図るとともに、会則第60条第1項に規定する予算執行に充てるための補助者負担金について、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助者の定義)

第2条 補助者とは、調査士又は調査士法人が行う土地家屋調査士法第3条に規定する事務を補助させるために使用する者をいう。

(使用の制限)

第3条 会員は、調査士制度の目的に反すると思われる者を、補助者として使用してはならない。

(補助者の届出)

第4条 会員は、補助者を置いたときは、遅滞なく、附録第1号様式の届出書に所要事項を記載し、次の各号の書類等を添えて、愛媛県土地家屋調査士会（以下「本会」という。）に提出しなければならない。

- (1) 履歴書
 - (2) 住民票の写し
 - (3) 写真2葉（提出日の3月以内に撮影された縦4センチメートル横3センチメートルの無帽かつ正面上半身の背景のないもの。）
 - (4) 補助者証発行手数料 2,000円
- 2 会員が同一補助者を他の会員と共同して使用する場合には、前項第1号の添付書類は、一の会員が添付すれば足りる。ただし、この場合には、それぞれの届出書に他の会員と共同して使用する旨及び上記の書類を添付した会員の氏名を記載するものとする。
- 3 会員は、補助者を置かなくなったときは、速やかに附録第2号様式の届出書によりその旨を本会に届け出なければならない。

(補助者負担金)

第5条 補助者を置いている会員は、補助者一人当たり月額500円の補助者負担金を本会に納入しなければならない。

- 2 補助者負担金の納入方法は、会則別紙第1入会金及び会費に関する規則（会費の納入方法）4を準用する。
- 3 月の途中に補助者を置いたとき、又は、補助者を置かなくなったときの負担金は当該

月を1月として計算する。

(補助者台帳の備付)

第6条 本会は、補助者台帳を備え付けるものとする。

2 補助者台帳には、補助者証の発行、再発行及び返還に関する事項を記載しなければならない。

(補助者証)

第7条 本会は、会員から補助者を置いた旨の届出書を受理したときは、遅滞なく、補助者証を交付するものとする。

2 補助者証は、日本土地家屋調査士会連合会の定める様式とする。

3 会員は、補助者が執務するときは補助者証を携帯させなければならない。

4 会員は、補助者証を紛失し、又は損傷したときは、直ちに、次の各号の書類等を添えて、本会に再交付の申請をしなければならない。

(1) 写真1葉

(2) 再発行手数料 2,000円

5 会員は、補助者を置かなくなったときは、速やかに補助者証を本会に返還しなければならない。

6 第1項に規定する補助者証には、次の各号の事項を記載し、写真を貼付しなければならない。

(1) 補助者の氏名及び生年月日

(2) 会員の事務所の所在地及び電話番号（法人会員にあっては、その主たる事務所及び従たる事務所の所在地及び電話番号）

(3) 会員の氏名（職名又は日本名を登録している者にあっては、当該職名又は日本名）及び登録番号（法人会員にあっては、その名称及び届出番号）

(4) 発行年月日及び有効期限

(5) 発行番号

7 補助者証の有効期限は、発行の日から5年とする。

(法務局への通知)

第8条 本会は、第4条第1項及び第3項に規定する届出書を受理したときは、附録第3号様式による通知書に届出書の写しを添えて、土地家屋調査士法施行規則第23条第3項の規定に基づき松山地方法務局長に通知しなければならない。

(補助者証の継続更新)

第9条 会員は、補助者証の有効期限満了の3月前から、本会に対し、第4条第1項第3号に規定する写真を添えて、新たな補助者証の交付を請求することができる。

2 会員は、新たな補助者証の交付を受けたときは、交付と引き換えに、旧補助者証を本会に返還しなければならない。

(変更届)

第 10 条 会員は、補助者の届出事項に変更が生じたときは、附録第 4 号様式による変更届出書に所要事項を記載し、変更を証する書面ならびに写真 1 葉を添えて、速やかに本会に届け出なければならない。

(補助者証の記載事項の変更)

第 11 条 会員は、前条の変更届出書を提出する場合において、補助者証の記載事項に変更を要するときは、変更届出書に写真 1 葉を添えて提出しなければならない。

2 本会は、前項の変更届出書を受理したときは、遅滞なく、新補助者証を作成して交付するとともに、旧補助者証を返還させなければならない。

(研 修)

第 12 条 本会は、補助者の資質の向上を図るため研修会を開催するものとする。

2 前項の研修は、補助者研修要領によって実施するものとする。

3 会員は、第 1 項の研修会に補助者が参加できるよう努めなければならない。

(特定事務指示書の発行)

第 13 条 会員は、補助者（第 4 条の届出後 2 か月以上継続して勤務し、調査士及びその補助者としての業務の重要性を十分に認識し、会員において信頼関係が構築されたと認めた者に限る。以下本条において同じ）に不動産登記法第 21 条に規定する登記識別情報の通知を受領する事務（以下「特定事務」という。）を行わせるときは、附録第 5 号又は第 6 号様式の特定事務指示書を事件ごとに発行し、これを携帯させなければならない。

2 前項に規定する場合において、登記官の求めがあったときは、補助者は、特定事務指示書を補助者証とともに提示しなければならない。

3 会員は、補助者が退職したとき又は特定事務の指示を解除したときは、速やかに特定事務指示書を回収しなければならない。

4 会員は、特定事務が終了した時、特定事務指示書を補助者から回収し、特定事務指示書編綴簿に綴じて、5 年間保管するものとする。

5 会員は、特定事務指示書を発行した場合において、これにより損害が生じたときは、その一切の責任を負わなければならない。

(規則の改廃)

第 14 条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附 則

(施行期日)

1 昭和 59 年 7 月 1 日施行の愛媛県土地家屋調査士会補助者規則は、平成 10 年 9 月 30 日をもって廃止する。

- 2 この規則は、平成10年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 3 この規則の施行日前に既に使用届をしている補助者については、この規則による届出が行われたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年3月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年12月3日から施行する。
(従前の補助者証に関する経過措置)
- 2 この規則施行の際、現に施行日前5年内に発行された補助者証は、この規則による補助者証とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 平成19年5月25日制定の、「愛媛県土地家屋調査士会補助者負担金規則」を廃止して「愛媛県土地家屋調査士会補助者規則」に統合する。
- 2 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月15日から施行する。

附 則（附録第5号様式、附録第6号様式）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年3月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年6月30日から施行する。

附 則（附録第3号様式）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年12月13日から施行する。

附 則（附録第1号様式、附録第2号様式、附録第4号様式）

(施行期日)

1 この規則は、令和7年12月19日から施行する。